

令和2年第5回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年5月22日
13時30分～14時15分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

令和2年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和2年5月22日「令和2年第5回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、 管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第28号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3 議案第29号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について（報告）
- (2) 農地転用届出による専決処分について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2番委員から

ご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、3番委員、4番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書 6 ページ、日程第 1、議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 7 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 それでは、説明させていただきます。

農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 7、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真につきましては、資料 1 にございます。

以上でございます。

【議 長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。19 番委員。

【19 番委員】 ■■さんは、学校を卒業してからずっと農業をされていまして、現在、本人と奥さん、それから、弟さんがかなり積極的に農業をされていて、ブロッコリーとか、カボチャ、コマツナ等、露地野菜を中心に農業をされています。この土地は、資料 1 のところの土地は細長くなっておりますが、左側のほうの土地が■■さんの所有でありまして、こう見ると、一体として使っているのがお分かりになるかと思えます。この土地は、譲渡人の■■さんのお父さんの代から■■さんが借りておりまして、ずっと前から一体として作っていました。そういうことで、これからも一体として耕作するのが望ましいということで、購入されるということで、特に問題はないと思えます。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況につきましては、■■■さん、妻の■

■■さんの2名が農業従事者だそうです。経営主は、令和2年の農家台帳では、■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は55年、農業従事日数は300日、■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は50日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田んぼが■■■■■平米、畑が■■■■■
■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機2台、トラック2台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。このほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しまして、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。12番委員。

【12番委員】 昨日、第2班で現地調査をしてまいりました。農地として適正に利用されている土地でありました。それで、問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第28号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに

引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということも農業委員会が証明するものでございます。

議案書の7ページをご覧ください。受付番号14、被相続人は、門沢橋■■■■■、■■■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米でございます。事務局で5月12日に現地調査をいたしましたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号14について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書8ページ、受付番号15について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号15、被相続人は、門沢橋■■■■■、■■■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、生産緑地、■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米でございます。事務局で5月12日に現地調査をしたところ、農地と

して適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号15について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号16、被相続人は、門沢橋■■■■■■、■■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、門沢橋■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■平米のうち■■■平米の■筆でございます。事務局で5月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号16について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号16について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書9ページ、受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号17、被相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年4月28日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■平米でございます。事務局で5月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われ

ます。

以上でございます。

【議 長】 それでは、受付番号17について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採決をさせていただきたいと思

います。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いを

【主 査】 受付番号18、被相続人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年7月28日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■平米の■筆でございます。事務局で5月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われ

ます。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページ、受付番号19について、事務局から提案説明をお願いをいたします。

【主査】 受付番号19、被相続人は、社家■■■■■■、■■■■■■、相続人は、社家■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年5月27日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます。そのうち、農業振興地域内の田が■■筆、畑が■筆、生産緑地が■筆、合計、■■■■■■■■■■平米でございます。こちらにつきましても、事務局で5月12日に現地調査をいたしました。農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号19について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【13番委員】 蛭川さんのところ、この間、農地パトロールで歩いたんですけども、結構、荒れているんですね。農地として適正に使用されていないので、そのところは少し問題があるんじゃないか。

昨年8月の農地パトロールのときもやっぱり荒廃している場所があって、事務局から本人サイドに何とか手を入れろというようなことで通知をしたと思うんです。現況、事務局のほうから、適正に農地として使用され

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書13ページ、受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号21、被相続人は、社家■■■■■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、畑、農振農用地区域内、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます。そのうち、農振農用地区域内の田が■■筆、農業振興地域の田が■■筆、市街化調整区域の畑が■■筆、生産緑地■■筆、合計、■■■■■■■■■■平米でございます。こちらにつきましても、事務局で5月12日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われ

ます。

以上でございます。

【議長】 それでは、受付番号21について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 15 ページ、受付番号 22 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 22、被相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 29 年 5 月 27 日から令和 2 年 5 月 22 日までです。特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。合計、■■■■■■平米でございます。事務局で 5 月 12 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議 長】 それでは、受付番号 22 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 22 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 16 ページ、日程第 3、議案第 29 号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号 3 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 この証明は、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付けをしている方が、3 年ごとに引き続き相続税の納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明です。過去 3 年間に於いて相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付けされ、農地として利用されているかという部分を農業委員会が証明するものです。

受付番号 3、被相続人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き特定貸付けを行っている期

間は、平成29年5月29日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■平米でございます。事務局で5月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

また、補足で説明をさせていただきますと、今回の場合で言う特例貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成による貸付けであり、令和3年12月31日まで貸付けをしているものです。本日の委員の皆様にご了承していただきましたら、証明を発行いたしまして、当事者へ通知をします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、日程第4、議案第30号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号23について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申出がありましたので、農用地集積計画(案)を上程します。この審議を経て、海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末と

しています。

それでは、提案説明をいたします。受付番号23、借り手は、杉久保南■■■■■■■■、■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、杉久保南■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、貸し借りする農地は、杉久保字■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、■筆です。貸し借りの種類は、賃貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和2年6月1日から令和3年12月31日までの2年間です。農業振興地域内1件の新規の計画です。この案件につきまして、5月12日に事務局で現地調査をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は、農業者で、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしており、特に問題ないと思われれます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号23について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号23について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用について(報告)を案件といたします。

受付番号4について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤードなどのための農地の一時使用については、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかど

使用しております。その間、今までの間、何の問題もありませんでしたので、支障はないと思います。

以上です。

それでは、受付番号4について、質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4については承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということなので、承認とさせていただきます。

次に、議案書19ページ、農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

19ページ、農地法第4条、受付番号4から5の2件、20ページから21ページの農地法第5条、受付番号25から31の7件、合わせて9件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号になります。

議案書の19ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和2年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものになります。

受付番号4と5の2件、田が401平米、畑が613.26平米、合計、1,014.26平米になります。

続きまして、議案書の20ページから21ページをご覧ください。こちらに、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったものが記載されております。届出期間につきましては、同じく令和2年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものになります。

受付番号25から31までの7件で、田が347平米、畑が858平米、合計、1,205平米になります。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 それでは、農地法第4条、受付番号4から5、農地法第5条、受付番号25から31について、一括して質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号4から5、農地法第5条、受付番号25から31については、一括して了承とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

次、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。長い間、ありがとうございました。

(終了 午後2時15分)